

薬生食基発 0914 第 5 号
令和 2 年 9 月 14 日

各 検疫所長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準に定められた食品に
残留する農薬等の試験法における留意事項について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 310 号）が本日公布されたことから、試験を実施するに際しての留意事項を別添のとおり通知します。

(別添)

試験実施に際しての留意事項

1. デキサメタゾン及びベタメタゾン試験法

(1) 分析対象化合物

デキサメタゾン

ベタメタゾン

(2) 留意事項

1) 試験法の概要

デキサメタゾン及びベタメタゾンを、*n*-ヘキサン及び無水硫酸ナトリウム存在下、アセトニトリルで抽出する。酢酸エチルに転溶した後、エチレンジアミン-*N*-プロピルシリル化シリカゲルミニカラムで精製し、液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計 (LC-MS/MS) で定量及び確認する方法である。

2) 注意点

① デキサメタゾン及びベタメタゾンの LC-MS/MS 測定で、試験法開発時に使用したイオンを以下に示す。

・デキサメタゾン及びベタメタゾン

定量イオン (m/z) : プリカーサーイオン 451、プロダクトイオン 361

定性イオン (m/z) : プリカーサーイオン 451、プロダクトイオン 307

② 試験法開発時に検討した食品: 牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛乳、豚の筋肉、鶏の筋肉、鶏の肝臓、鶏卵